

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	選挙管理委員会事務局
委託業務番号	令和4年度 長選委第259号
委託業務名称	選挙公営ポスター掲示場の製作・設置・撤去業務委託
委託業務場所	長浜市内297カ所
業務の概要	滋賀県議会議員一般選挙(令和5年4月9日執行予定)の公営ポスター掲示場の製作・設置・撤去業務 設置箇所:297カ所 掲示板:ポスター掲示面は10区画で、雨風に耐える材料を用いること。 構造:枠及び脚部は設置期間中の雨風に耐える堅固な構造とすること。 報告:掲示場の設置後、正面及び後面写真を撮影し、提出すること。
履行期間	契約締結日の翌日から令和5年4月14日まで ただしポスター掲示場の制作・設置は3月24日まで
契約年月日	令和5年2月6日
契約額(税込)	6,141,960円
契約の相手方	[所在地又は住所] 滋賀県大津市浜町9番30号 [商号又は名称] 滋賀県広告美術協同組合
契約相手方の選定理由	本市は滋賀県内でも一番広域な自治体であり、数量的にも297カ所の掲示板を製作し、取り付けを行うには相当の作業量を要し、さらに、これだけの作業量を短期間で実施する必要があるため、製作及び取り付け並びに土地勘に熟知していない者が作業すると、納期に間に合わないリスクが懸念されます。 また、突風等気象の変化による掲示場の破損や倒壊、取付方法等に対する市民からの苦情など、急を要する対応が生じることも予測されます。 以上の理由から、短期間で相当量の作業に対応でき、また、不測の事態への迅速な対応が可能な契約相手方として、当該組合を選定します。 <滋賀県広告美術協同組合> 県内の広告・看板業者45者により構成する組合で、うち7業者が長浜市内に本店を置いています。 官公需の受注に対して特に意欲的で、十分に責任を持って履行できる経営基盤が整備されている組合であることを中小企業庁が証明している「官公需適格組合」であり、公営選挙ポスター設置をはじめ、広範囲・大量発注業務の共同受注事業を組合事業の中心としています。
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものを)するとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、 (2)加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。